

発送電分離の類型

発送電分離には、**組織形態の選択**と**機能の選択**をいかに行うかが課題。組織形態の選択は、欧州では**所有権分離**が好まれ、米国では**運用分離 (RTO)**が選択される傾向にある。組織形態の選択は、送電設備の所有権の帰属(官か民か)と当該国におけるステークホルダー(政府、電力会社等)間の納得性で決定される傾向。

例えば、欧州の場合、英国では1980年代後半から1990年代前半にかけて国有電気事業者の分割・民営化と競争導入を同時に達成。また、北欧諸国では、**国営発送電会社を発電部門のみ分割・民営化し、送電部門を引き続き国有とする所有分離**を実施するなど、把握している範囲では国営の電気事業者を改革したケースが多い。

また、米国においては、**私営、公営の伝統的電気事業者(発送電一貫)や非電気事業者(発電事業に従事する私営電気事業者)**が混在。

- **Accounting separation (会計分離)** : 同じ垂直統合型発送電会社の発電事業・送電事業に係る会計を分離すること。これに基づき、垂直統合型事業者の発電部門は送電部門に対し、他の事業者と同じ送電サービス料金を支払い、そして発電サービスと送電サービスを分けた価格で提供する。
- **Functional separation (機能分離)** : 送電システムへのアクセス及び運用に関して、送電部門が発電部門及び配電部門から独立していない場合、系統運用者は送電以外の事業から、少なくとも運営面において独立する。系統運用機能を独立的な機関が行う形式。
- **Legal unbundling (法的分離)** : 送電システムの運用と投資を行う主体が、発電その他部門から法的に独立した事業主体となること。資本関係が両者にあることは許容される。
- **Divestiture or ownership separation (分離又は所有権分離)** : 発電と送電を法的に区分された、異なった経営又は運用を行う事業者に分離し、かつ両者の間に共通の重大な所有関係がないこと。